

県立学校における新型コロナウイルス感染症出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、感染の広がりや重症度などの状況が日々変化していることを踏まえ、当面の取扱いを次のように定めています。

1 学校の臨時休業の措置について《感染発生初期》

校内において児童生徒及び教職員等に感染者が発生した場合には、感染拡大の防止を図る観点から、学校保健安全法第19条に基づき、次の措置を実施する。

原則、感染した児童生徒等が登校しなくなった日の前日から起算して14日間の休校とする。

2 児童生徒等の出席停止等の取扱いについて

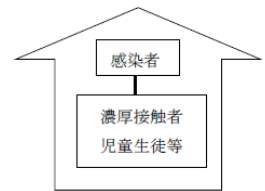
① 児童生徒等本人が感染した場合

治癒するまで出席停止とする。

② 児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等が濃厚接触者として特定された場合は、出席停止とする。

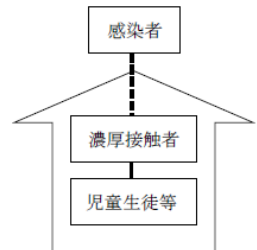
- ・その出席停止期間は、新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。
- ・なお、この場合において、児童生徒等が無症状の時であっても、検査を受けることが望ましい。



③ 児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合

児童生徒等の家族等が濃厚接触者として特定された場合は、児童生徒等が無症状の場合であっても出席停止とする。

- ・その出席停止期間は、家族等が新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間とする。
- ・なお、当該期間内に家族等に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、生徒等が家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して、さらに14日間の期間を延長する。



④ 上記①、②及び③以外の場合

上記①、②及び③以外の場合であって、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理をせずに自宅で休養する。

新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の目安は次のとおりとする。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合